



審 査 請 求 裁 決 書

審査請求人

[Redacted Name]

関係保護の
実施機関

室戸市福祉事務所長
植 村 幸 治

当該不服の
処 分 等

平成18年8月31日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護停止決定処分及び平成18年10月5日付け法に基づく生活保護費返還命令

平成18年10月12日付けで提起された行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による上記処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

1 主文

平成18年10月12日付けで提起された審査請求のうち、保護停止決定部分については容認する。よって、室戸市福祉事務所長が同年8月31日付けで審査請求人に対して行った、保護停止決定処分の一部については、これを取り消す。

また、生活保護費返還命令部分に対する審査請求については棄却する。

2 理由

(1) 審査請求の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成14年2月から法の適用を受けていた。

室戸市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）は、請求人名義の車を保有していたことから、調査をしたところ、ローン返済完了日予定が、平成16年4月になることを確認した。その上で、処分庁は平成14年3月22日付けで、活用できる

資産の活用、生計の状況について変動があったときは、すみやかに届け出ること、その他処分庁の指導指示に従うこと、ローン支払い完済後、名義変更を早急に行うこととした内容の指導指示を法第27条に基づく文書指示にて行った。

平成15年9月11日に、文書指示の当該車は平成15年3月3日に請求人の父親に名義変更されていることを確認した。

平成18年8月23日、処分庁は市税調査を行った際、請求人が平成17年11月17日付で、軽自動車を取得したことを確認し、平成18年4月19日付で軽自動車税減免申請書を提出、同日付で受付されていることを確認した。

このことから、処分庁は平成18年8月31日付請求人に対し法第62条による弁明の機会を開き、平成14年3月22日付の法第27条に基づく文書指示に対する指導指示違反として、平成18年9月1日付で請求人の保護停止処分を行った。

また、同年10月5日付で、請求人名義で950,000円のローンが組まれていたことから、平成17年11月分から平成18年分8月分までの保護費907,490円について返還命令を行った。

請求人は、保護停止処分及び保護費返還命令の撤回を求め、本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、以下の事項について納得できず、その取り消しを求めるものである。

ア 処分庁が、請求人の保護を停止したこと。また、請求人のローン及び軽自動車について請求人から請求人の父に名義変更後も停止を解除しないこと。

イ 処分庁が、主名義のローンを資産として保護費返還命令を行ったこと。

(3) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

処分庁は、請求人に対し、平成14年3月22日付けで法第27条に基づく文書指示を行った。その内容は、以下の通り。

ア 活用できる資産の売却・賃貸等の有効活用については十分努力し、その資産から収入を得た時には、すみやかに当所に届け出てその教示に従うこと。

イ 収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は、居住地もしくは世帯の構成に変動があったときは、すみやかに当所にその旨を届け出ること。

ウ その他当所の指導指示に従うこと。

エ 主名義となっており、父が使用・ローン支払いしている自動車についてローン支払い完済し、名義変更できるようになれば早急に行うこと。

処分庁は、平成18年8月23日の市税調査の際、主名義の自動車が平成1

7年11月17日付で取得されていたことを確認し、また平成18年4月19日付で軽自動車減免申請書を税務課に提出、同日付で受理されていることを確認した。

このことから、平成14年3月22日付け文書指示内の「収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、すみやかに当所にその旨を届け出ること」に抵触しているため、平成18年8月31日、請求人に対して法第62条による弁明の機会を開いたが、請求人の弁明内容では、法第27条の文書指示に従ったとはいえなかった為、平成18年9月1日付けで保護停止処分を行った。

今回の生活保護停止処分は、請求人が平成14年3月22日付け文書指示を違反したことによる処分であり、これらのことは、法、関係法令及び関係通知に則って、適正に行った。

(4) 請求人の反論

ア 車の所有、使用は一切認められないことを聞き、車及びローンの名義を変更したが、停止を解除してもらえないこと。

イ 請求人本人の判断でなく、別世帯に住む両親が、請求人の名前を使って軽自動車を購入したこと。

ウ 請求人自身は、尋常性乾癬のため、軽就労程度の労働しかできず、また、その疾病の為、就職上もハンデがあり、就職できず、停止後の生活は、蓄えを使っているものの、困窮していること。

エ 反論書には、ローンの債務引き受け並びに弁済契約書及び名義変更された自動車検査証の写しが添付されていたこと。

(5) 事実認定

ア 請求人は平成14年2月8日より、保護を受給し始めたこと。

イ 処分庁は平成14年3月22日付で、請求人に対し、自動車の名義変更について他、福祉事務所の指導指示に従うよう、法第27条の規定により文書指示を行ったこと。

ウ 処分庁は平成15年9月11日付の市税調査にて、上記イにて文書指示を行った自動車、XXXXXXXXXXの名義変更について、請求人から請求人の父へ名義変更されていることを確認したこと。

エ 処分庁は平成18年8月23日付の市税調査の際、平成17年11月17日付で、新たに軽自動車XXXXXXXXXXが請求人名義で取得されていることを確認したこと。

オ 平成18年8月31日付で、処分庁は請求人に対し、法第27条に基づく文書

指示に従わないため、法第62条第4項の規定に基づき、弁明の機会を与えたこと。

カ 請求人は、同日の弁明の機会の席上にて、請求人の父母が請求人に話をせずに請求人名義で車を購入した旨の弁明を行ったこと。

キ 処分庁は、上記カの請求人の弁明では、指導指示に従ったとは言えないため、法第62条第3項の規定に基づき、同年月日付で、請求人の保護を停止する決定をし、これを同年月日付で、請求人に通知したこと。

ク 請求人は、同年9月27日付で、請求人名義のローン及び自動車の名義を請求人の父親名義に変更したこと。

ケ 請求人が審査請求を行った平成18年10月12日現在、請求人の保護の停止は解除されていないこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った保護の停止及び保護費返還処分について、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

ア 停止処分について

法第26条では、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第4項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。とある。

また、法第27条では、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

そして、法第62条では、被保護者は法第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならないとし、法第62条第3項では、保護の実施機関は、前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。とある。

これを本件においてみると、処分庁は、事実認定イのとおり、法第27条の規定により文書による指導・指示を行ったうえで、指導・指示を守らずに自動車を取得したとして、請求人に対し、事実認定エのとおり、弁明の機会を与えた上で、保護の停止を行った。これにより、処分庁は、法第62条第3項に基づき、本件処分をした。

しかしながら、保護の停止については、被保護者が必要な指導又は指示に従わないとき、実施機関は保護の停止を行う事ができると考えられるものであり、停止の理由となった事由がなくなれば、停止の解除を行うべきである。

今回、本件処分の原因となった、自動車の所有についてであるが、請求人の弁明及び、その後、ローンの名義及び自動車の名義が請求人から請求人の父に変更された状況等を見るに、実際は請求人の父が所有していると考えられ、平成18年9月27日には、ローンの名義及び自動車の名義が、いずれも請求人の父の名義になっていることから、請求人は処分庁の指導指示に一定従ったといえる。このことから、自動車の所有及びローンの名義について変更された、平成18年9月27日以降、請求人の保護の停止を解除していないことは、適当な取扱いであるとは言えない。

以上のように、平成18年9月27日以降、処分庁が停止処分を続ける理由がないことから、当該停止処分は違法であり、主文のとおり裁決する。

イ 生活保護費返還命令について

法第4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

また、法第5条では、前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならないと規定されている。

そして法第63条では、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

これは、本来資力はあるが、これを直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が活用され最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給された保護金品に相当する額の範囲内において、被保護者に返還させようとするものである。

これを本件審査請求にみると、前記事実認定エにあるように、請求人が、請求人名義の自動車を所有したことは、紛れもない事実であり、請求人が所有した自動車の代金である950,000円については、請求人の資産と考え、本来、最低生活の維持のために活用されるべき資産として、処理するのが適当である。よつて、処分庁が、平成18年10月5日付で行った907,490円の保護費返還命令については、それまで支出した、平成17年11月分から平成18年分8月分の保護費と対比して行われたものであり、何ら不当又は違法とは言えず、是認されるものである。

よつて、処分庁が、平成18年10月5日付で行った907,490円の保護費返還命令については、違法又は不当と認められないことから、請求人の保護費返

還命令に関する審査請求については、これを棄却する。

以上のとおり、本審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成18年12月6日

高知県知事 橋本 大二郎



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる決定をした高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)決定取消しの訴えを、あるいは高知県を被告として、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)